

平成23年12月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 杉 本 泰 廣

平成23年(ネ)第5373号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第30916号)

口頭弁論終結日 平成23年10月26日

判 決

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

上記4名訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 浅 井 淳 子

同 太 田 賢 志

同 佐 藤 顕 子

同 五 反 章 裕

東京都江戸川区北葛西一丁目14番29号

被 控 訴 人

東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社

東京高等裁判所

(以下「被控訴人東京プリンシパル」という。)

同代表者代表取締役

野 村

被 控 訴 人

齋 藤

(以下「被控訴人齋藤」という。)

被 控 訴 人

野 村

(以下「被控訴人野村」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

武 中 洋 司

被 控 訴 人

坪 内

(以下「被控訴人坪内」という。)

被 控 訴 人

佐 藤

(以下「被控訴人佐藤」という。)

同訴訟代理人弁護士

早 川 良

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人東京プリンシパル、同齋藤、同野村及び同坪内は、控訴人[]に
対し、連帯して、304万3440円及びこれに対する平成21年10月5
日（被控訴人坪内については同月4日）から各支払済みまで年5分の割合に
よる金員を支払え。
- (2) 被控訴人らは、控訴人[]に対し、連帯して、363万1830円及びこ
れに対する平成21年10月5日（被控訴人坪内については同月4日、同佐
藤については同月6日）から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払
え。

(3) 被控訴人東京プリンシパル，同齋藤，同野村及び同坪内は，控訴人[]に対し，連帯して，1085万4560円及びこれに対する平成21年10月5日（被控訴人坪内については同月4日）から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 被控訴人らは，控訴人[]に対し，連帯して，605万5675円及びこれに対する平成21年10月5日（被控訴人坪内については同月4日，同佐藤については同月6日）から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 被控訴人らは，控訴人[]に対し，連帯して，374万0740円及びこれに対する平成21年10月5日（被控訴人坪内については同月4日，同佐藤については同月6日）から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(6) 控訴人[]のその余の請求を棄却する。

2 控訴人らと被控訴人東京プリンシパル，同齋藤，同野村及び同坪内との間に生じた訴訟費用は，第1，2審を通じ，同被控訴人らの負担とし，控訴人らと被控訴人佐藤との間に生じた費用は，第1，2審を通じ，控訴人[]及び被控訴人佐藤との間に生じた費用の5分の3を同控訴人の負担とし，その余を同被控訴人の負担とする。

3 この判決は，控訴人らの勝訴部分に限り，仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 控訴人[] 同[]及び同[]

主文と同旨

2 控訴人[]

(1) 原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人東京プリンシパル，同野村，同齋藤及び同佐藤は，控訴人[]に

対し、連帯して、1705万5675円及びこれに対する被控訴人佐藤は平成21年10月6日から、その余の上記被控訴人らは同月5日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被控訴人坪内は、控訴人■■■■■に対し、原判決の認容額に加えて、更に14万5440円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人らの負担とする。

(5) 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人らは、株式会社ピースステイブル（以下「ピースステイブル」という。）の代表者であり、被控訴人東京プリンシパルの従業員であった被控訴人坪内が、高齢者である控訴人らに対し、原審相被告オー・シー・エス・レインボー・コーポレーション（以下「OCS」という。）を営業者とするファンドに係る取引について、金融商品取引まがいの詐欺的取引を勧誘し、又は適合性の原則から著しく逸脱し、若しくはリスク等の説明義務を尽くさないまま、取引の勧誘をしたことにより、控訴人らがこれに応じて出資金を交付して損害を被ったなどと主張した上で、被控訴人坪内に対して、民法709条に基づき、被控訴人東京プリンシパルに対して、民法709条、715条、719条又は会社法350条に基づき、被控訴人東京プリンシパルの代表取締役であった被控訴人齋藤及び取締役であった被控訴人野村に対して、民法709条及び719条又は会社法429条1項（被控訴人東京プリンシパルの代表取締役である被控訴人齋藤の業務執行行為に対する監視義務違反等）に基づき、OCS及びその代表者であり被控訴人東京プリンシパルの代表取締役でもあった原審相被告久芳■■■■■（以下「久芳」という。）に対して、民法709条及び719条に基づき、ピースステイブルの取締役であった被控訴人佐藤に対して（ただし、控訴人■■■■■

■を除く控訴人ら), 会社法429条1項(ピースステイブルの代表取締役である被控訴人坪内の業務執行行為に対する監視義務違反等)に基づき, 連帯して, 各交付金員相当額の損害金及び弁護士費用相当額の損害金並びにこれらに対する訴状送達の日から翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

原審は, 控訴人らの請求中, 被控訴人坪内に対する請求(ただし, 控訴人■の請求については1691万0235円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で)については認容し, その余の各被控訴人ら並びにOCS及び久芳に対する請求を棄却したところ, 控訴人らが請求全部の認容を求めて控訴した。なお, 控訴人らは, OCS及び久芳に対する控訴を取り下げた。

2 当事者の主張等

請求原因及びこれに対する被控訴人らの認否は, 原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び3のうち被控訴人らに関する部分に記載のとおりであるから, これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)(当事者)について

(1) 証拠(甲48から51まで)及び弁論の全趣旨によれば, 請求原因(1)アの事実を認めることができる。

(2) 同イのうち, (ア)ないし(ウ), (キ)及び(ク)の事実は, それぞれの被控訴人との間では当事者間に争いがなく, その余の事実については, 弁論の全趣旨によりこれを認める。

2 請求原因(2)(控訴人らの被害)について

次のとおり補正するほかは, 原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の2に説示するとおりであるから, これを引用する。

(1) 21頁9行目の「証拠は存在しない」の次に「(上記主張に沿う控訴人■

■の陳述（甲 5 0）は直ちには採用できない。）を加える。」

- (2) 22 頁 2 行目の次に改行して「かえって、被控訴人坪内は、高齢の控訴人らに対して（控訴人■については■に対して）、上記本件各ファンドの仕組みの詳細やリスクについての説明をすることなく、「年 2 回の配当があり、絶対に儲かる。年金のようなものだ。」（甲 4 8）、「これは絶対いい話だから、■さんに儲けてもらいたいから。」（甲 4 9）、「金利のいいところに入れてあげるから。」（甲 5 0）、「銀行に預けておくよりも絶対に得です。銀行の金利よりも遙かにいいですよ。」（甲 5 1）など、本件の各ファンドに出捐することについて確実に利益が上がり、リスクがないかのような説明をして勧誘を行っていたと認めることができる。」を加える。

- (3) 22 頁 7 行目から 9 行目までを次のとおり改める。

「イ そこで検討するに、証拠（甲 1 5 から 2 0 まで、甲 3 1、被控訴人坪内本人）及び弁論の全趣旨によれば、本件各ファンドは、契約上、匿名組合契約を利用した以下の内容の投資案件として構成されている。」

- (4) 23 頁 1 行目から 1 0 行目までを次のとおり改める。

「(エ) 本件ファンド 1 においては、運用の方針は、フランスの銀行であるソシエテ・ジェネラルの関係会社のソシエテ・オプシオン・ヨーロッパが発行する外国債券を購入するものとする。本件ファンド 2 においては、投資対象として、アイエヌジー・バンク・リミテッド（以下「ING」という。）が選別した複数の会社の発行する社債を購入するものとし、選別次第通知し、50 パーセント以上の合意により投資対象が確定する。

(オ) 運用状況の報告は、各ファンドとも、決算期ごとに年次報告書を、また四半期末に期末報告書を交付する。

ウ 本件各ファンドの仕組みは、外国債券等の投資を行うものであって為替リスクを伴う上に、出資金の 20 パーセントに相当する申込手数料や

管理報酬を予めOCSが取得することとされており、また、OCS自身は資産の運用を行わず、資産の運用は他社に任せる（被控訴人野村本人）ことにより、これに対する手数料や報酬の支払も必要となることになる。したがって、残余の出資金の運用によってこれらの経費を上回る運用益を得ることは容易ではなく、相応な運用益が期待できる外国債券等に投資を行わない限り利益を確保することができず、その反面、投資に伴うリスクも必然的に大きくなると考えられる。よって、本件各ファンドは投機性の高いものといえる。

エ 一方、OCSは、平成17年7月18日、被控訴人東京プリンシパルの取締役であった被控訴人野村を代表者として設立され、被控訴人東京プリンシパルが販売した本件各ファンド等のOCSのファンドに係る出資金はすべてOCSを経由して海外に投資されることになるが、当初のOCSに従業員はなく、取締役として被控訴人野村と清水■がいるだけの会社で、その運用先を決定するのは被控訴人齋藤であり、被控訴人東京プリンシパル及びOCSを実質的に支配しているのは被控訴人齋藤であった（被控訴人野村本人、被控訴人坪内本人）。

オ そして、被控訴人東京プリンシパルが勧誘を行っていたOCS等を営業者とするファンドについては、平成19年1月に行われた同被控訴人に対する関東財務局による検査において、ファンド間における金銭の混同が行われていて、各ファンドの出資金総額を把握することが困難であることが指摘されていること（甲6）、また、被控訴人野村において、OCSのファンドの運用先は新たなファンドを売り出す度に変更し、複数のファンドを同じ運用先によって運用していると述べていること（被控訴人野村本人）からすれば、OCSに払い込まれた各ファンドの資産が混然と管理され、各ファンドごとの損益状況の把握が困難な状態に置かれていることが推認できる。

そして、本件各ファンドに関して、出資者に対して、OCSから運用資産について、その総額、保有債券の内容及び運用状況等に関する報告が行われた形跡はなく（弁論の全趣旨）、また、原審当初からの控訴人らによる取引内容の開示の求めに対して、被控訴人らはこれに応じておらず、OCSから本件ファンド2の運用管理会社であるINGのOCS名義の口座に送金が行われた事実は認められる（甲31）が、これが外国債券の購入などによって運用に供されたとすれば当然に作成されているはずの資料が提出されていない。また、本件ファンド1についても、出資金が運用に供されたことを裏付ける資料は提出されていない。

カ 上記ウないしオの事実からすれば、本件各ファンドは、出資者から集められた金員が外国債券の購入などによって運用されている事実自体確証がなく、仮に当該事実が認められるとしても、投資を行う者に適正に損益を帰属させることを目標として、組成され、管理されていたのではなく、出資者から申込手数料や管理報酬等の名目で金員を徴取してOCS関係者において利を図ることを意図して組成され、運用された、投資を行う者の利益を損なう金融商品として不適正なものであったと認めることが相当である。

そうすると、控訴人らのいうように、控訴人らが出資した本件各ファンドは、預け資金の流れもリスクの具体的な内容も明らかでない金融商品まがいの商品であると断ぜざるを得ない。」

3 請求原因(3)（被控訴人らの責任）について

(1) 被控訴人齋藤、同野村及び同坪内の責任について

ア 被控訴人齋藤は、かつて、海外における金融先物取引の仲介を目的とする株式会社飛鳥を設立してその社長となったが、昭和61年11月26日、海外先物取引を装って顧客から委託保証金名目で金員を詐取したとして逮捕され、平成2年12月5日、東京地方裁判所で懲役7年の実刑判決を受

けて服役した経歴を有しており、上記犯行において、顧客から取引の仲介の委託を受け、委託保証金を預かりながら、取引注文を海外に取り次かず、受領した金員を海外に送金せずに自分たちの給料など会社経費に使用するなどしていた（甲61の1ないし5）。

イ 被控訴人東京プリンシパルは、被控訴人齋藤が設立時以来株式の大半を所有する会社であり、OCS等を営業者とする匿名組合を利用したファンドの販売等の業務を行っていたところ、金融商品取引法の規制上、平成19年9月30日以降匿名組合を利用したファンドの募集、販売は金融商品取引業者として登録しなけりばできなくなったため、そのころ上記業務を廃止した経緯があり、また、被控訴人東京プリンシパルとOCSは、当初はOCSが被控訴人東京プリンシパルの一部門という位置づけにあり、事務所も一体であった（乙B2、被控訴人齋藤本人、被控訴人野村本人）。

ウ 被控訴人坪内は、平成13年に被控訴人東京プリンシパルに入社し、営業担当として前記ファンドの販売等の業務に従事し、同被控訴人が同業務を廃止した平成19年9月末に退職し、その後、平成19年10月から平成20年3月までは、OCSと個人で契約してその契約社員として、平成20年4月ころ、ピースステイブルが金融商品取引法上の第二種金融商品取引業者としての登録を完了した後は、同社の代表者の立場で同社の業務としてOCSのファンドの販売等の業務を行った（甲55、乙B7、被控訴人坪内本人）。

控訴人らに対する本件各ファンドのうち、控訴人■■■■及び控訴人■■■■に対して行われた本件ファンド1の勧誘及び同控訴人らからの出資金の受領は、被控訴人坪内が個人として行ったものと認めることができる（同ファンドに関して授受された契約締結時交付書面（甲19の1）にはピースステイブルが関与していることを示す書面（甲18の1の2枚目参照）が添付されていない。）。

エ 被控訴人齋藤は、前記のとおり、被控訴人東京プリンシパルの株式の大半を所有し、被控訴人坪内個人及びピースステイブルによる本件各ファンドの勧誘が行われた時期を含む平成18年5月22日から平成21年5月7日までその代表取締役の地位にあり、また、同時期において、OCSの業務を実質的に支配しており、被控訴人坪内に対して、本件各ファンドの募集について実績を上げるよう叱咤し、被控訴人坪内によるピースステイブルの設立について、発案、助言、指示を行い、本件各ファンドの販売を行うについて、被控訴人東京プリンシパルが有していた既存のファンドの契約者に関する情報を利用してその顧客に対して販売することを指示し、本件ファンド1について出資者が獲得できた際には、被控訴人坪内に報酬を手渡しするなどしていた（甲4、55、56、被控訴人坪内本人）。

被控訴人齋藤は、OCSの業務に対する支配や被控訴人坪内が被控訴人東京プリンシパルを退社した後に行った本件各ファンドの販売行為への関与について否定している（乙B5、被控訴人齋藤本人）。しかし、被控訴人齋藤は、被控訴人東京プリンシパルの資本金の大半を所有し、その代表取締役の地位にあった者であり、被控訴人東京プリンシパルとOCSは、OCSが被控訴人東京プリンシパルの一部門という位置づけにあり、事務所も一体であったこと、ピースステイブルの本店所在地（港区海岸三丁目20番20号）は、かつての被控訴人東京プリンシパルの本店所在地であること（甲3）、被控訴人坪内が郵便局員を装って詐取までして得た金員を正規の手続で本件ファンド2に加入者があったかのように書類を作成し、出資金としてOCSに入金するなど、OCSのファンドの運用資産の増大のために自ら認識しつつ違法な行動までしていること（甲37ないし44、53）を考慮すると、上記事実に係る被控訴人坪内の証言及び陳述には信用性を認めることができ、これに反する被控訴人齋藤の証言及び陳述は採用できない。

オ 被控訴人野村は、平成15年6月28日から被控訴人東京プリンシパルの取締役の地位にあり、控訴人らが本件各ファンドに出資を行った時期を含む平成18年5月22日から平成21年5月7日までは、代表取締役の被控訴人齋藤と共に被控訴人東京プリンシパルの経営にあたっていた者であり、ピースステイブルの設立に際しては、被控訴人齋藤と共に被控訴人坪内に対する助言を行い、被控訴人坪内が本件ファンド1への出資の勧誘を行うについて、出資の契約に必要な書面を被控訴人坪内に交付し、本件ファンド2への出資の勧誘を行うについては、出資の契約に必要な書面の原文をOCSにおいて作成したものを被控訴人坪内に交付し、本件各ファンドについて、OCSの事務処理担当者として被控訴人坪内と連絡を取り合い、被控訴人坪内から入金されたOCSの三菱東京UFJ銀行の口座の金員をINGの口座へ送金する手続を行ったこともあった（被控訴人野村本人（後記採用しない部分を除く。）、被控訴人坪内本人）。被控訴人野村の証言及び陳述（乙B4）中、上記認定に反する部分は、上記証拠に照らし、採用できない。

カ 被控訴人坪内の控訴人らに対する勧誘の態様は、前記2のとおり、本件各ファンドは、本来預り資金の流れもリスクの具体的内容も明らかでない不適正な金融商品であるにもかかわらず、これを秘し、確実に利益が上がる投資である旨虚偽の事実を述べて勧誘を行い、出資金名下に金員を詐取したものであり、当該行為は控訴人らに対する不法行為を構成する。

そして、本件各ファンドの販売が、被控訴人坪内個人及びピースステイブルによって販売される形態をとることになったのは、金融商品取引法の規制上、平成19年9月30日以降、匿名組合を利用したファンドの募集、販売は金融商品取引業者として登録しなくてはできなくなったため、被控訴人東京プリンシパルはそのころ従前行ってきた当該業務を廃止することになり、被控訴人坪内も営業職として勤務していた被控訴人東京プリンシ

パルを退職することとなったが、それまでの同被控訴人の顧客を引き継ぐ形で、上記のとおり、当初は被控訴人坪内が個人で、その後はピースステイブルの業務としてOCSと業務委託契約を締結して本件各ファンドの販売を行っていたものであって、OCSを支配していたのは被控訴人齋藤であり、また、被控訴人坪内ないしピースステイブルが本件各ファンドの販売を行うための概要説明書等の書面やその原文は、被控訴人野村から交付を受けるなど、平成19年10月の前後を問わず、被控訴人齋藤、同野村及び同坪内は、一体となり、被控訴人齋藤が主導する形で本件各ファンドの勧誘、販売行為を行っていたと認めるのが相当である。

上記事実がらすれば、被控訴人坪内による本件各ファンドの販売行為は被控訴人齋藤、同野村及び同坪内が一体となり、被控訴人齋藤が主導して、被控訴人坪内に不適格商品である本件各ファンドの販売を行わせていたものとみることが相当である。

ギ よって、被控訴人齋藤、同野村及び同坪内は、一体となり、被控訴人坪内を直接的な販売者として、控訴人らに対し本件各ファンドについて前記カのとおり違法な勧誘を行い、控訴人らから出資金を詐取したものであり、控訴人らに対し民法709条、719条に基づく不法行為責任を負う。

(2) 被控訴人東京プリンシパルの責任について

ア 被控訴人齋藤は、控訴人らが本件各ファンドに出資を行った時期において、被控訴人東京プリンシパルの代表取締役の地位にあった。

被控訴人東京プリンシパルは、平成19年9月まではOCSを営業者とするファンドへの出資の勧誘を業務として行っていたものであり、同年10月以降においても、本件各ファンドについて、OCSの預金の管理業務を行ったり、出資者に対する日本における連絡先としての業務を行っていた（本件ファンド1について。甲15、被控訴人坪内本人）。さらに、平成20年5月23日以降、本件各ファンドの出資金として払い込まれた金

員のうち合計63万5612ドルを解約準備金の名目で送金を受けて取得していた（甲31。OCSの口座の残金額の推移に照らし、被控訴人東京プリンシパルにおいてファンドの勧誘を行っていた平成19年9月までに入金されていた金員は2万2706ドルにすぎず、その後の入金、被控訴人坪内の勧誘による本件ファンド1の出資金であると推認することができる。また、被控訴人東京プリンシパルへの送金が同被控訴人の勧誘のもとに出資が行われたファンドに係る解約金や和解金の支払のために行われたものであることを認めるに足りる証拠はない。）。)

イ 上記事実からすれば、被控訴人齋藤による前記(2)の不法行為は、同被控訴人が被控訴人東京プリンシパルの代表者としての職務を行うについて行われたものとみることができ、被控訴人東京プリンシパルは、控訴人らからの本件各ファンドに係る出資金の詐取について、控訴人らに対し会社法350条に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 被控訴人佐藤の責任について

ア 被控訴人坪内の前記(1)の不法行為のうち、本件ファンド2に関する行為は、ピースステイブルの業務として行われたものである。

イ 被控訴人佐藤は、上記不法行為の時点においてピースステイブルの取締役であり、証拠（甲44、乙C1、被控訴人坪内本人、被控訴人佐藤本人）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人佐藤は、被控訴人坪内がピースステイブルを設立して第二種金融商品取引業の登録申請をするに当たり、ピースステイブルの取締役を2人にする必要があったため、被控訴人坪内から依頼を受けて取締役への就任に応じ、ピースステイブルにおいて経営には一切関与せずに専ら事務一般を担当していたものであって、これらの事実からすれば、いわゆる名目的取締役であったといえなくもない。しかし、名目的取締役であっても、取締役である以上、対外的には、代表取締役が行う業務執行につきこれを監視し、必要があれば、取締役会を通じて代表

取締役である被控訴人坪内による業務の執行が適正に行われるように監視する職責は免れないというべきである。

そして、被控訴人佐藤は、証券会社での営業経験があつて一種の証券外務員の資格も有しており、投資勧誘業務の執行の適正さについて判断する能力を備えていたと認めることができ（被控訴人佐藤本人）、また、ピースステイブルにおいては、取締役は被控訴人坪内と同佐藤の2人のみであり、形式的なものではあつたが、被控訴人佐藤も参加して取締役会を開催してきており（被控訴人坪内本人）、これらの事情に照らせば、被控訴人佐藤において取締役としての職責を尽くすことが困難な事情として十分なものがあつたと認めることはできない。よつて、被控訴人佐藤は、上記監視義務を免れることはできず、被控訴人坪内の前記不法行為に関して、重過失による同義務の懈怠があつたものと認めるべきである。

そして、本件ファンド2の投機性の高さ、顧客に高齢者が多く、被控訴人佐藤において、これを認識していたこと（控訴人佐藤本人）、及び被控訴人坪内の前記不法行為の態様からすれば、被控訴人佐藤による監視義務が尽くされていれば、被控訴人坪内の前記不法行為による控訴人ら（控訴人■■■■を除く。）の損害を防止することができたというべきであり、上記義務懈怠と控訴人ら（同上）の損害との間には因果関係を認めることができる。

ウ よつて、被控訴人佐藤は、被控訴人坪内がピースステイブルの業務として本件ファンド2への投資を勧誘した不法行為によつて、控訴人ら（控訴人■■■■を除く。）が被つた損害について、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

4 請求原因(4)（控訴人らの損害）について

(1) 控訴人■■■■の損害

被控訴人坪内、同東京プリンシパル、同齋藤及び同野村の前記不法行為に

よる同控訴人の損害は、同控訴人が出資金として支払った277万3440円及び弁護士費用27万円の合計304万3440円を上記不法行為と相当因果関係のある損害として認める。

(2) 控訴人■■■■の損害

被控訴人坪内、同東京プリンシパル、同齋藤及び同野村の前記不法行為並びに被控訴人佐藤の取締役としての義務違反による同控訴人の損害は、同控訴人が出資金として支払った330万1830円及び弁護士費用33万円の合計363万1830円を上記不法行為等と相当因果関係のある損害として認める。

(3) 控訴人■■■■の損害

同控訴人の損害のうち、本件ファンド1に関する被控訴人坪内、同東京プリンシパル、同齋藤及び同野村の前記不法行為による部分は、同控訴人が出資金として支払った987万4560円（前記補正後の原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の2(3)アに説示するとおりである。）及び弁護士費用98万円の合計1085万4560円を上記不法行為と相当因果関係のある損害として認める（なお、被控訴人東京プリンシパル、同齋藤及び同野村について前記認定の不法行為責任以外の責任原因を認めるとしても、損害額は上記額を上回ることはないから、上記額を超える請求部分については、その余の責任原因に基づく請求も理由がない。）。

また、同控訴人の損害のうち、本件ファンド2に関する被控訴人坪内、同東京プリンシパル、同齋藤及び同野村の前記不法行為並びに被控訴人佐藤の取締役としての義務違反による部分は、同控訴人が出資金として支払った550万5675円及び弁護士費用55万円の合計605万5675円を上記不法行為等と相当因果関係のある損害として認める。

被控訴人坪内に係る上記損害額は、合計1691万0235円であり、原判決の認容額のとおりであるから、同控訴人の被控訴人坪内に対する控訴は

理由がない。

(4) 控訴人■■■■の損害

被控訴人坪内，同東京プリンシパル，同齋藤及び同野村の前記不法行為並びに同佐藤の取締役としての義務違反による同控訴人の損害は，同控訴人が出資金として支払った340万0740円及び弁護士費用34万円の合計374万0740円を上記不法行為等と相当因果関係のある損害として認める。

第4 結論

以上によれば，控訴人■■■■，同■■■■及び同■■■■の各請求は，いずれも理由があるから認容すべきであり，同■■■■の請求は，本件ファンド1に関して，被控訴人坪内，同東京プリンシパル，同齋藤及び同野村に対して，連帯して，1085万4560円及びこれに対する各訴状送達の日翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で，本件ファンド2に関して，被控訴人らに対して，連帯して，605万5675円及びこれに対する各被控訴人に対する各訴状送達の日翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があるから認容し，その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。よって，以上と異なる原判決をその旨変更し，訴訟費用の負担については，民事訴訟法67条2項，61条，64条本文及びただし書，65条を適用して，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅 津 和 宏

裁判官 中 山 頭 裕

裁判官 飛 澤 知 行

これは正本である。

平成23年12月7日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官

杉本 泰

